

〇パブリック・コメント制度による

「第6期富士市障害福祉計画・
第2期富士市障害児福祉計画（案）」

に対する意見募集について

- 意見募集期間 令和3年1月4日（月）から令和3年2月5日（金）
- 意見の提出方法
直接の場合 富士市役所4階 障害福祉課へ
郵送の場合 〒417-8601
富士市永田町1丁目100番地
富士市福祉こども部障害福祉課あて
FAXの場合 0545-53-0151
Eメールの場合 fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp
市ウェブサイト パブリック・コメントコーナーから
専用フォームへ
- 意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「第6期富士市障害福祉計画・第2期
富士市障害児福祉計画（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記
してください。

令和3年1月

富士市 福祉こども部 障害福祉課

1. 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

(1) 「障害福祉計画」「障害児福祉計画」とは

障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と児童福祉法の規定に基づく、障害福祉サービスなどの提供体制を計画的に整備するための計画です。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画では、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とし、障害のある人や児童が地域生活を送る上での課題に対応するため、障害福祉サービスなどの提供体制の確保について成果目標を設定し、成果目標を達成するため必要となるサービス量を活動指標として設定しています。

(2) 計画策定に当たっての基本的な考え方

第4次富士市障害者計画の基本理念を踏まえ、次の7点を計画策定にあたっての基本的な考え方とします。

1. 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 身近な実施主体による一元的な障害福祉サービスの実施
3. 地域生活への移行と継続、就労支援等の課題への対応
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保
7. 障害のある人の地域生活を支える取組

(3) 計画の策定方法

成果目標の設定に当たり、福祉施設に入所している人と就労支援サービスを利用している人の今後のサービスの利用見込について調査を行いました。

また、障害当事者や家族、関係機関、相談支援事業者などが情報を共有し協働するための中核的な組織である富士市障害者自立支援協議会においてワーキンググループを設置し、障害のある人に関する地域の現状と課題、目指すべき姿について協議していただきました。

(4) 計画の進捗管理

障害のある人や児童を取り巻く社会環境の変化に対応し、成果目標の実現性を高めるため、毎年度の障害福祉サービスなどの提供実績について富士市福祉計画推進会議に報告するとともに、富士市障害者自立支援協議会による検証を行い、施策の円滑な推進に努めます。

2. 令和5年度の成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5年度末における地域生活移行者数の目標値を次のとおり設定します。

項目	数値
令和2年度末時点の入所者数(A)	231人
令和5年度末時点の入所者数(B)	227人
令和5年度末における入所者数の減少数(A) - (B) (目標)	4人
令和5年度末時点までの地域移行者累計(目標)	14人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるための協議の場を設置し、課題の解決に取り組みます。

活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数		2	2	2
協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1	1	1
協議の場への関係者の参加者数 (各年度2回の開催を想定)	保健	2	2	2
	医療(精神科)	2	2	2
	福祉	2	2	2
	介護	2	2	2
	当事者	2	2	2
	家族	2	2	2
	富士圏域スーパーバイザー	2	2	2

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

地域生活支援拠点等として整備された5つの機能(相談支援、緊急時の受入れ・対応、体験の機会と場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)について、富士市障害者自立支援協議会において運用状況の検証、運用上の課題の検討を行い、各機能を担う事業者に還元することで機能の拡充を図ります。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機能拡充のための検証・検討の実施回数	2	2	2

(4) 福祉施設から一般就労への移行

令和5年度末時点における目標値を次のとおり設定します。

目標値① 一般就労への移行者数

項目	数値
平成29年度における福祉施設から一般就労への移行者数（実績）	32人
平成30年度における福祉施設から一般就労への移行者数（実績）	38人
令和元年度における福祉施設から一般就労への移行者数（実績）	42人
令和5年度における福祉施設から一般就労への移行者数（目標）	55人

目標値② 一般就労移行者の就労定着支援利用率

項目	数値
令和元年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援利用者数（実績）	21人
令和元年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援利用率（実績）	50%
令和5年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援利用率（目標）	70%

目標値③ 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、令和5年度における就労定着率が8割以上の事業所を7割以上とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

こども療育センターみはら園の児童発達支援センター機能を強化するとともに、富士市医療的ケア児等支援検討会議を開催して関係機関の連携を図ります。

また、関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置を促します。

項目	状況			
児童発達支援センターの設置	設置済み			
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	構築済み			
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保済み			
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済み			
医療的ケア児コーディネーターの配置数（見込）	R2	R3	R4	R5
	5	5	6	6

(6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

障害者基幹相談支援センターと相談支援事業者が連携して相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者への専門的指導・助言	6	7	8
地域の相談支援事業者の人材育成のための支援	14	14	14
地域の相談支援機関との連携強化のための取組	12	12	12

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

令和5年度までに障害福祉サービス等の質の向上に取り組む体制を構築します。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する研修への市職員参加人数	3	3	3
報酬請求に対する審査結果のサービス等事業所との共有の実施回数	1	1	1

3. 障害福祉サービスの見込数値

地域生活への移行や就労支援を進めるため、成果目標の実現に向けて必要なサービス見込量を設定します。

(1) 訪問系サービス（1月当たり）

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用人員	201人	201人	202人
	活動時間	3,818時間	3,887時間	3,956時間
重度訪問介護	利用人員	7人	8人	8人
	活動時間	3,433時間	3,686時間	3,686時間
同行援護	利用人員	27人	32人	33人
	活動時間	344時間	493時間	495時間
行動援護	利用人員	10人	11人	11人
	活動時間	132時間	135時間	137時間
重度障害者等 包括支援	利用人員	0人	0人	0人
	活動時間	0時間	0時間	0時間

(2) 日中活動系サービス（1月当たり）

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用人員	470人	472人	474人
	利用日数	9,377日	9,417日	9,457日
自立訓練 (機能訓練)	利用人員	2人	2人	2人
	利用日数	40日	40日	40日
自立訓練 (生活訓練)	利用人員	23人	24人	24人
	利用日数	442日	469日	432日
就労移行支援	利用人員	88人	91人	94人
	利用日数	1,344日	1,386日	1,428日
就労継続支援 (A型)	利用人員	137人	142人	147人
	利用日数	2,734日	2,834日	2,934日
就労継続支援 (B型)	利用人員	489人	508人	527人
	利用日数	9,098日	9,440日	9,782日
就労定着支援	利用人員	39人	48人	48人
療養介護	利用人員	28人	29人	30人
福祉型 短期入所	利用人員	90人	93人	96人
	利用日数	596日	617日	638日
医療型 短期入所	利用人員	11人	12人	13人
	利用日数	71日	77日	83日

(3) 居住支援系サービス（1月当たり）

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用人員	2人	2人	2人
共同生活援助	利用人員	192人	204人	216人
施設入所支援	利用人員	229人	228人	227人

(4) 計画相談支援（1年当たり）

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用人員	1,227人	1,257人	1,287人
障害児相談支援	利用人員	505人	510人	515人

(5) 地域相談支援 (1年当たり)

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	利用人員	1人	1人	1人
地域定着支援	利用人員	2人	2人	2人

(6) 障害児に係るサービス (1月当たり)

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用人員	90人	87人	92人
	利用日数	1,099日	1,063日	1,123日
医療型 児童発達支援	利用人員	0人	0人	0人
	利用日数	0日	0日	0日
放課後等 デイサービス	利用人員	617人	635人	643人
	利用日数	7,677日	7,893日	7,989日
保育所等 訪問支援	利用人員	5人	5人	5人
居宅訪問型 児童発達支援	利用人員	1人	1人	1人
	利用日数	4日	4日	4日

(7) その他のサービス (1年当たり)

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援医療 (更生医療)	利用人員	143人	165人	191人
自立支援医療 (育成医療)	利用人員	6人	5人	4人
補装具	利用件数	386件	389件	392件

4. 地域生活支援事業の見込数値

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が実施主体となつて行う事業です。

理解促進・啓発、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センターなどの事業を実施します。

(1) 市町村必須事業

○理解促進・啓発事業

障害についての理解を深めるための講演会や研修、啓発のためのイベントを、新しい生活様式に配慮した形式により開催します。

○相談支援事業

・相談支援事業（1年当たり）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	6か所	6か所	6か所

・基幹相談支援センター事業

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担います。
(障害福祉課内に設置)

○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を必要とする障害のある人に対し、成年後見の申立てに必要な費用や後見人の報酬などを助成し、制度利用を支援します。

○意思疎通支援事業（1年当たり）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専任手話通訳者設置	1人	1人	1人
手話通訳者派遣	延派遣数	94人	98人
要約筆記奉仕員派遣		80人	82人

○移動支援事業（1年当たり）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	71人	71人	71人
延利用時間	523時間	523時間	523時間

○手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害への理解を深め、基礎的な手話を習得することにより、手話を言語とする人の理解者として活動する手話奉仕員を養成する講座を開催し、将来的な手話通訳者養成の基礎とします。

○日常生活用具給付等事業（1年当たり）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	10件	10件	10件
自立生活支援用具	32件	32件	32件
在宅療養等支援用具	31件	31件	31件
情報・意思疎通支援用具	89件	89件	89件
排せつ管理支援用具	4,950件	5,054件	5,254件
居宅生活動作補助用具	7件	7件	7件

○地域活動支援センター事業（1月当たり）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	140人	140人	140人
延利用者数	1,540人	1,540人	1,540人

（2）市町村任意事業

○訪問入浴サービス事業（1月当たり）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	18人	19人	20人
利用回数	120回	126回	132回

○ことばの相談室

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	700人	700人	700人
開所日数	216日	216日	216日

○日中一時支援事業（1月当たり）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
～4時間	155回	150回	145回
4～8時間	180回	170回	160回
8時間～	66回	66回	66回

○児童発達支援センター機能強化事業

こども療育センターみはら園の児童発達支援センターとしての機能を強化するため、みはら園に専門的な知識と経験を持つソーシャルワーカーを配置します。

○社会参加促進支援事業

・レクリエーション支援

区分		内容		
心身障害児（者）ふれあい交流事業		障害のある人や児童とその家族の交流の機会となるイベントを毎年2回開催		
知的障害児（者）カルチャー講座		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	講座数	9講座	9講座	9講座
	回数	95回	95回	95回
	参加者数	1,450人	1,450人	1,450人

・点字・声の広報

区分	内容
音声行政情報提供事業	広報ふじ・障害者計画等の音訳作成（カセット・CD化）

・奉仕員養成研修

区分	内容
点訳講習会	点訳ボランティアを養成する。
音訳ボランティア養成講座	音訳ボランティアを養成する。

5. 発達障害者の支援

県の発達障害者支援センター、発達障害者支援コーディネーターと連携して相談支援体制の充実を図るとともに、地域の保健、医療、保育、教育、福祉など関係機関が連携し、ライフステージに沿った支援を行います。

6. 高次脳機能障害者の支援

県の高次脳機能障害支援拠点や就業・生活支援センターなどと連携して、対象者の把握や適切な障害福祉サービスの提供に努めます。

7. 基盤整備計画

【障害福祉サービスなどの増利用者数】

算出したサービス見込量から、新たなサービス利用者に対し、サービス提供が不足すると考えられる増利用者数は以下ようになります。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	2人	2人	2人
自立訓練（機能訓練）			
自立訓練（生活訓練）			
就労移行支援		3人	3人
就労継続支援（A型）		5人	5人
就労継続支援（B型）	19人	19人	19人
就労定着支援			
療養介護			
福祉型短期入所			
医療型短期入所			
自立生活援助			
共同生活援助		12人	12人
施設入所支援			
児童発達支援	6人		
医療型児童発達支援			
放課後等デイサービス	12人	18人	8人
保育所等訪問支援			

※空欄は提供不足数を見込まないもの。

※入所施設から地域生活への移行目標	14人
-------------------	-----

【新規施設等整備予定箇所数】

サービス提供が不足すると考えられる増利用者数に対応し、地域において生活する障害のある人や児童に適切なサービス提供を行うため、以下のように新規施設等の整備が必要となることから、新たな事業所の参入を促進するなど、サービス提供体制の確保を図ります。

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	箇所数	人分	箇所数	人分	箇所数	人分
生活介護	1	6				
自立訓練（機能訓練）						
自立訓練（生活訓練）						
就労移行支援			1	10		
就労継続支援（A型）			1	10		
就労継続支援（B型）	1	20	1	20	1	20
就労定着支援	1	—				
療養介護						
福祉型短期入所			1	1		
医療型短期入所	2	2				
自立生活援助	1	—				
共同生活援助			1	10	1	16
施設入所支援						
児童発達支援	1	10				
医療型児童発達支援						
放課後等デイサービス	4	40				
保育所等訪問支援	1					

※空欄は施設整備を要しないもの。

8. 意見募集について

本計画は、だれもが互いに人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現のため、必要となる障害福祉サービス量を見込み、サービス提供体制の目標値を規定するものです。

障害の有無にかかわらず、誰もが地域社会の中で権利を守られ、安心して生活していくことができるよう、全ての人がそれぞれの役割を果たして共に生きる社会を実現していくため、皆様のご意見をお願いします。